

研究論文

小学校・中学校・高等学校におけるいじめ重大事態に関する件数等の推移

下田 芳幸^{*1} ・ 平田 祐太郎^{*2} ・ 吉村 隆之^{*3}

The trends of serious situations of bullying in elementary, junior high and high schools

Yoshiyuki SHIMODA, Yutaro HIRATA, and Takayuki YOSHIMURA

【要約】文部科学省の調査におけるいじめ重大事態に関する件数の推移等をまとめた。その結果、種類としては「不登校」が最も多く、また「心身」と「精神」が増加傾向にあり、都道府県間の差が大きかった。さらに、いじめ重大事態を把握する以前にいじめと認知していなかった件数の割合が低いこと、第三者委員会の設置は学校設置の割合が高いこと、近年は調査が長期化している可能性があること、調査の結果いじめが確認されなかったものも一定割合で存在することなどが明らかとなった。

【キーワード】いじめ、いじめ重大事態、いじめ防止対策推進法、第三者委員会、学校いじめ対策組織

問題と目的

2013（平成25）年に施行されたいじめ防止対策推進法の第28条には、いじめの「重大事態」（以下、いじめ重大事態）が定められている。具体的には、第28条第1項1号において「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」および同項2号において「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」と定められており、前者は生命心身財産重大事態（あるいは1号事案）、後者は不登校重大事態（あるいは2号事案）と呼ばれることがある。

国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下、国の基本方針。文部科学省、2017a）には、前者の例として「児童生徒が自殺を企図した場合」、「身体に重大な傷害を負った場合」、「金品等に重大な被害を被った場合」、「精神性の疾患を発症した場合」が挙げられている。後者については「相当の期間」欠席しているもので、その期間につい

ては「不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安」とするものの、「児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である」としている¹。これらに加えて、児童生徒や保護者から重大な被害が生じたという申立てがあった場合には、その時点で具体的な事実が確認されていなくとも、いじめ重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たることとなっている。

いじめ重大事態が発生した場合、国の基本方針や国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（以下、国の調査ガイドライン。文部科学省、2017b）において、例えば公立学校であれば当該学校を設置した教育委員会を通じて地方公共団体の長へ報告する²ことと同時に、学校または学校の設置者（教育委員会等）が調査組織を設置し、いじめの事実の全容解明、当該いじめの事案への対処及び同種の事案の再発防止を目的とした調査を行うこととなっている。

なお、いじめ重大事態の調査組織は、学校いじ

^{*1} 佐賀大学大学院学校教育学研究科 ^{*2} 鹿児島大学法文学部 ^{*3} 鹿児島大学大学院臨床心理学研究科

め対策組織といった既存の組織に第三者を加える場合や第三者のみで構成される場合など、第三者性について幅がある。そのため呼称についても、国の基本方針では主に「調査組織」、国の調査ガイドラインでは、一般的な総称を「調査組織」、第三者のみのものを「第三者調査委員会」としている。また国の調査ガイドラインに先立って定められた「不登校重大事態に係る調査の指針」(文部科学省, 2016)では、総称ないし組織内部に設ける場合は「調査組織」、そうでないものを「第三者委員会」と表記している。そして先行研究における表記は、第三者委員会、調査委員会など様々である。本研究では研究上の使用動向を優先し、先行研究で最も使用の多かった「第三者委員会」という呼称を用いるが、必ずしも第三者のみで構成されたもののみを指すわけでない点に留意されたい。

いじめ重大事態については、2013(平成25)年度の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」³(以下、問行調査と表記)より、いじめ重大事態の発生件数や第三者委員会の設置状況などの統計情報が掲載されている。本間(2014)は「今日のいじめの予防や対応の根幹にある視点は、いかにしていじめによる子どもの自殺を防ぐか」と述べており、心理職はスクールカウンセラー(以下、SCと表記)としていじめの未然防止や発見・対応に携わることが求められている。SCは学校が設置する学校いじめ対策組織への参画が求められており、この組織がいじめ重大事態における第三者委員会の母体となることもあることに加えて、心理職は教育委員会等の学校の設置者が設置する第三者委員会においても調査委員として加わることが期待されている(文部科学省, 2017a, 2017b)。したがってSCを始めとする教育領域に携わる心理職が、いじめ重大事態の件数の推移といった動向を把握することは重要であると思われる。

以上のことから本研究では、問行調査におけるいじめ重大事態の件数等の推移を整理し、いじめ重大事態に関する動向の把握を目的とする。

方法

本研究が対象とするのは問行調査のいじめ重大事態に係る統計情報であり、以下の観点から整理することとする。

いじめ重大事態の発生件数の推移についてであるが、生命心身財産重大事態については問行調査の2015(平成27)年度分から、「生命」、「身体」、「精神」および「金品」のそれぞれが内訳として記載されている。そこで本研究ではまず、生命心身財産重大事態のこれら4種類と不登校重大事態の件数の推移についてまとめる。

次に、問行調査には、重大な被害を把握する以前のいじめの対応状況と第三者委員会の設置状況に関する件数も公表されている。なお後述するように、いじめ重大事態の発生件数は増加傾向にある。件数の増加を考慮した上で動向を把握するという観点から、第三者委員会の設置状況に関しては、学校設置あるいは学校の設置者(教育委員会等)という設置主体を区別した上で、その設置割合⁴の推移についてまとめる。

続いて、問行調査で報告されている調査結果の、調査済み件数、調査の結果いじめが確認されなかった件数、および調査結果についての調査(再調査)⁵のそれぞれについて、いじめ重大事態の件数に対する割合の推移をまとめる。

結果と考察

いじめ重大事態の発生件数の推移

いじめ重大事態のうち生命心身財産重大事態に関して、内訳のない2013(平成25)年度からの数値を含む総数としては、順に73件、92件、126件、160件、190件、269件、297件、236件、348件、445件となっている。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から休校措置のとられた期間のある2020(令和2)年度の236件を除き、前年度より多くなっているのが特徴といえる。

次に、生命心身財産重大事態の「生命」、「身体」、「精神」および「金品」の発生件数をそれぞれま

とめたものを、Figure 1—4に示す。発生件数としては「精神」が最も多く、特に2019（令和元）年以降は、いずれの学校段階においても生命心身財産重大事態の発生件数の過半数を占めている。次いで、「生命」と「身体」がほぼ同程度の件数であるといえる。件数の推移に関しては、「生命」重大事態は直近では概ね横ばいといえそうであるが、「身体」と「精神」は増加傾向、「金品」は小学生

では増えているようである。その理由として、いじめ重大事態の発生自体が増えている場合と、いじめ重大事態についての認識が広まることで、児童生徒や保護者からの訴えを受けて調査を行ったものや、以前はいじめ重大事態とみなされなかった事案がいじめ重大事態と認められるようになった可能性などが考えられる。

次に、不登校重大事態の発生件数をまとめたも

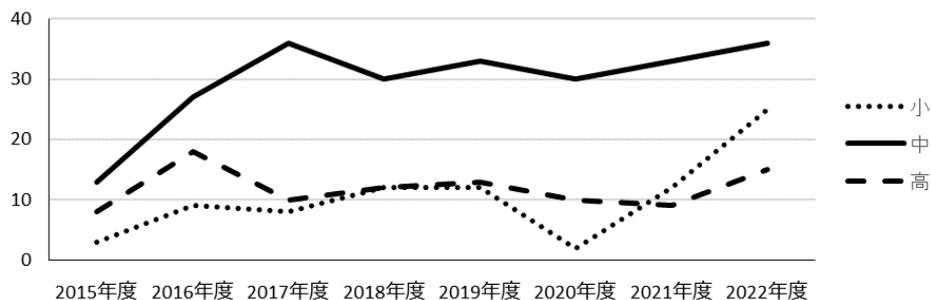


Figure 1 「生命」重大事態件数の推移

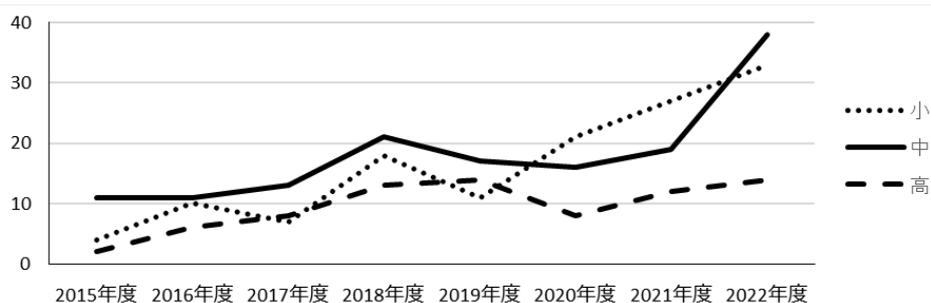


Figure 2 「身体」重大事態件数の推移

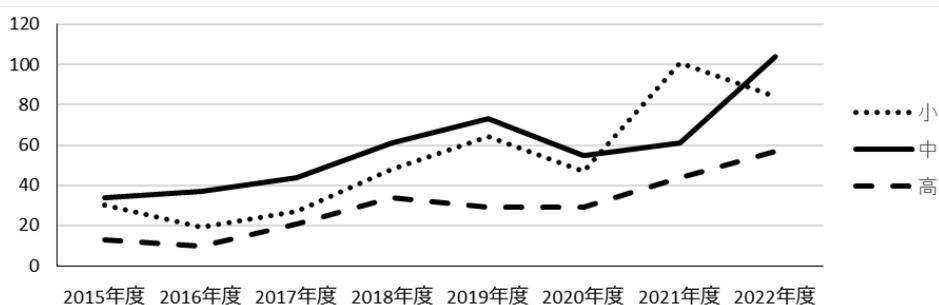


Figure 3 「精神」重大事態件数の推移

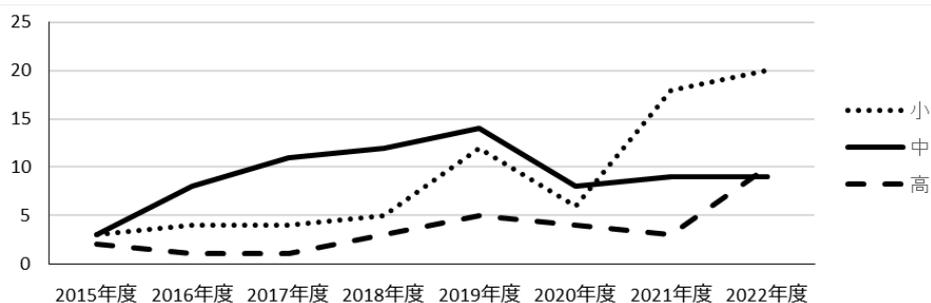


Figure 4 「金品」重大事態件数の推移

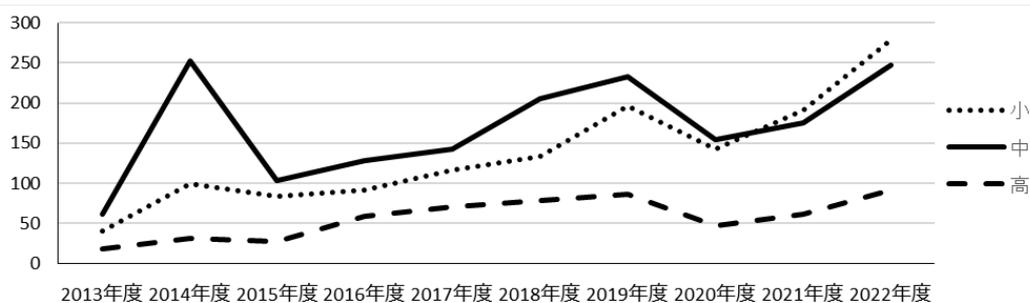


Figure 5 「不登校」重大事態件数の推移

のを Figure 5 に示す。傾向の異なる中学校の 2014 (平成 26) 年度については後述するが、最新の 2022 (令和 4) 年度については、小学校と高校は過去最高、中学校は 2014 (平成 26) 年度に次ぐ発生件数となっている。また、いじめ重大事態全体に占める割合としては、この不登校重大事態が最多となっており、直近 3 年間において小学校はおおむね 60% 台、中学校では 50% 台後半、高校では 40% 台後半となっている。問行調査によると、小中学校における不登校児童数は近年増加傾向にあり、高校に関しては、直近 2 年の率が最近 10 年の中で高い割合となっている。このように不登校が増えている現状の中で、生命心身財産重大事態と同じように、いじめ重大事態が認められるようになった事案が増えていることが考えられる。

ところで、中学校については 2014 (平成 26) 年度は前年度の約 4 倍の 253 件と急増しているが、滝 (2016) によると、岩手県矢巾町における中学生のいじめ自死事案に関連し、文部科学省が 2014 (平成 26) 年度のいじめ関連の項目の再調査を指示した結果、いじめの認知件数のみならずいじめ重大事態の件数についても訂正されている⁶。不登校重大事態の 2014 (平成 26) 年度の発生件数の急増は、この再調査の影響による可能性がある。翌年の 2015 (平成 27) 年度は 104 件と急減し、直近の 2022 (令和 4) 年度は 2014 (平成 26) 年度と同程度の 247 件となっているが、このような件数の増減が実態を反映しているのか、あるいはいじめ重大事態の認定に係る認識や社会情勢の違いに由来しているのか、慎重な分析が求められる。

ところで、1 件のいじめ重大事態が生命心身財産あるいは不登校の両方に該当する場合は、それ

ぞれに計上される。このことに関連して、伊藤 (2017) によると、いじめによる不登校や希死念慮は、ネット上のいじめ・集団無視・金品たかりといういじめで特に強く経験されている。そのため、いじめにより不登校に至ったことそのものがいじめ重大事態であることについては論を俟たないものの、春日井 (2021) が指摘するように、登校しぶりや不登校といった SOS のサインが、時に他の深刻な事態を反映している可能性についても留意する必要があると思われる。

なお問行調査には、児童生徒 1,000 人当たりの都道府県ごとのいじめ重大事態の発生件数も報告されている。本研究では参考資料として、生命心身財産重大事態と不登校重大事態を区別した現状把握のため、2022 (令和 4) 年度の数値について、学校基本調査から児童生徒数を集計してそれぞれの発生割合を算出した (Table 1)。

その結果、生命心身財産重大事態については、平均の発生件数は 9.53、1,000 人当たりの発生件数は 0.0359 であり、発生件数が 0 件であった秋田県と鳥取県を除いて 1,000 人当たりの発生件数が最小だったのは新潟県 (0.0048)、次いで大分県 (0.0086)、長野県 (0.0093) の順となり、最大は高知県 (0.2011)、次いで島根県 (0.1135)、栃木県 (0.0921) の順となった。不登校重大事態については、平均の発生件数は 13.13、1,000 人当たりの発生件数は 0.05 であり、発生件数が 0 件であった大分県を除いて 1,000 人当たりの発生件数が最小だったのは長野県 (0.0047)、次いで愛媛県 (0.0074)、宮崎県 (0.0084) の順となり、最大は高知県 (0.1237)、次いで島根県 (0.1135)、富山県 (0.1017) の順となった。

Table 1 都道府県別の重大事態の発生件数および1,000人当たりの割合

	生命心身財産		不登校	
	件数	割合	件数	割合
北海道	21	0.04	23	0.05
青森	3	0.03	4	0.04
岩手	10	0.09	8	0.07
宮城	9	0.04	22	0.09
秋田	0	0.00	1	0.01
山形	1	0.01	6	0.06
福島	6	0.03	6	0.03
茨城	10	0.03	12	0.04
栃木	18	0.09	15	0.08
群馬	2	0.01	6	0.03
埼玉	29	0.04	34	0.05
千葉	44	0.07	41	0.07
東京	45	0.04	54	0.04
神奈川	9	0.01	16	0.02
新潟	1	0.00	5	0.02
富山	2	0.02	10	0.10
石川	3	0.03	6	0.05
福井	1	0.01	3	0.04
山梨	2	0.02	8	0.09
長野	2	0.01	1	0.00
岐阜	4	0.02	19	0.09
静岡	10	0.03	12	0.03
愛知	15	0.02	25	0.03
三重	5	0.03	7	0.04
滋賀	4	0.03	11	0.07
京都	5	0.02	9	0.04
大阪	38	0.04	79	0.09
兵庫	44	0.08	42	0.08
奈良	6	0.04	3	0.02
和歌山	2	0.02	3	0.03
鳥取	0	0.00	3	0.05
島根	8	0.11	8	0.11
岡山	3	0.01	14	0.07
広島	5	0.02	11	0.04
山口	10	0.08	12	0.09
徳島	1	0.01	3	0.04
香川	5	0.05	5	0.05
愛媛	2	0.01	1	0.01
高知	13	0.20	8	0.12
福岡	14	0.03	10	0.02
佐賀	2	0.02	7	0.08
長崎	5	0.04	6	0.04
熊本	4	0.02	16	0.08
大分	1	0.01	0	0.00
宮崎	3	0.03	1	0.01
鹿児島	3	0.02	4	0.02
沖縄	18	0.08	17	0.08
平均	9.53	0.04	13.13	0.05

いずれのいじめ重大事態も発生件数が0である都道府県があること、また1,000人当たりの発生件数について、生命心身財産は0件を除く最小と最大の間に約42.3倍、不登校重大事態については

約26.5倍の開きがあることが明らかとなった。2022(令和4)年度のいじめの1,000人当たりの認知件数についても都道府県の間で最大8.2倍の開きがあるが(最小は愛媛県の14.4, 最大は山形県の118.4), いじめ重大事態についてはそれよりも差が大きいといえる。いじめ重大事態か否かは学校または学校の設置者が該当すると「認める」かに依拠しており(文部科学省, 2016), この「認める」について文部科学省(2016)は, 「『考える』ないし『判断する』の意であり, 『確認する』『肯定する』といった意味ではない」としている。したがっていじめ重大事態の発生件数の都道府県間の差は, 学校や学校の設置者がいじめ重大事態と「考える」または「判断する」か否かの違いに由来する可能性が否定できない。この点についても, いじめの認知件数と同様に, 学校や自治体間の差が狭まるような取り組みが求められる。

重大事態を把握する以前のいじめの対応状況の件数の推移

いじめ重大事態を把握する以前のいじめの対応状況は, 2021(令和3)年度から公表されている。そこで, 参照可能な2年分に関して, 生命心身財産重大事態についてまとめたものをTable 2に, そして不登校重大事態についてまとめたものをTable 3に, それぞれ示す。

生命心身財産重大事態において把握前にいじめと認知していた割合は, 小中学校では5割を超えているが, 高校は5割を切っている。不登校重大事態における認知の割合は, 小中学校では60%台半ばから70%台である一方, 高校生は60%前後である。高校生は学校外の交友関係の拡がりに伴ういじめやSNS上で生じるいじめなど, 学校が把握しにくいものが多いのかもしれない。

次に, いじめと認知していなかった中でいじめに該当し得るトラブル等の情報があったものの割合は, いずれのいじめ重大事態とも10%台半ばの値を示している。ここでいうトラブルを学校がどのように認識していたか, いじめ防止対策推進法のいじめの定義に照らしていじめとして認知する

Table 2 重大事態を把握する以前のいじめの
対応状況（生命心身財産重大事態）

		2021年度	2022年度	
いじめと 認知していた	いじめの 解消に向けて 取組中だった	小	67 (42.4%)	80 (49.4%)
		中	56 (45.9%)	101 (54.0%)
		高	18 (26.5%)	44 (45.8%)
	いじめは解消と 判断していた	小	12 (7.6%)	9 (5.6%)
		中	7 (5.7%)	9 (4.8%)
		高	4 (5.9%)	3 (3.1%)
いじめと 認知して いなかった	いじめに 該当し得る トラブル等の 情報が あった	小	19 (12.0%)	25 (15.4%)
		中	24 (19.7%)	34 (18.2%)
		高	18 (26.5%)	14 (14.6%)
	いじめに 該当し得る トラブル等の 情報が なかった	小	60 (38.0%)	48 (29.6%)
		中	35 (28.7%)	43 (23.0%)
		高	28 (41.2%)	35 (36.5%)

Table 3 重大事態を把握する以前のいじめの
対応状況（不登校重大事態）

		2021年度	2022年度	
いじめと 認知していた	いじめの 解消に向けて 取組中だった	小	106 (55.5%)	177 (63.4%)
		中	106 (60.6%)	138 (55.9%)
		高	33 (54.1%)	51 (56.0%)
	いじめは解消と 判断していた	小	17 (8.9%)	19 (6.8%)
		中	13 (7.4%)	20 (8.1%)
		高	4 (6.6%)	3 (3.3%)
いじめと 認知して いなかった	いじめに 該当し得る トラブル等の 情報が あった	小	27 (14.1%)	43 (15.4%)
		中	26 (14.9%)	45 (18.2%)
		高	15 (24.6%)	15 (16.5%)
	いじめに 該当し得る トラブル等の 情報が なかった	小	41 (21.5%)	40 (14.3%)
		中	30 (17.1%)	44 (17.8%)
		高	9 (14.8%)	22 (24.2%)

続いて、いじめと認知していなかった中でいじめに該当し得るトラブル等の情報がなかったものの割合は、生命心身財産重大事態で20%台半ばから40%台、不登校重大事態で10%台半ばから20%台半ばであり、少なくない割合を占めている。こういった事案における早期発見に向けた、定期的なアンケートや日々の観察、普段から話しやすい関係づくりの構築など、学校におけるさらなる取り組みが求められる。

第三者委員会の設置割合の推移

設置主体が学校か学校の設置者かを区別した第三者委員会の設置割合について、生命心身財産重大事態をまとめたものをFigure 6に、そして不登校重大事態をまとめたものをFigure 7に、それぞれ示す。いずれも年度によって増減があり、増加ないし減少傾向があるとはいえないものの、共通して学校設置の割合が高く8割前後となっている。国の基本方針には、「従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと学校の設置者が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、学校の設置者において調査を実施する」とあることから、自死事案などその結果が特に重篤なものについては、学校の設置者による調査が行われていると推測される。学校が設置する第三者委員会の中には学校いじめ対策組織が母体となることもあり（文部科学省，2017a，2017b）、学校いじめ対策組織にはSCの参画も求められていることから（文部科学省，2017a，2017b）、学校設置の第三者委員会の調査委員を中心に、SCがい

必要がなかったかどうかなど、点検が必要な事案が少なからず存在する可能性が考えられる。

じめ重大事態の調査に参加する機会、は今後さらに増えることが予想される。

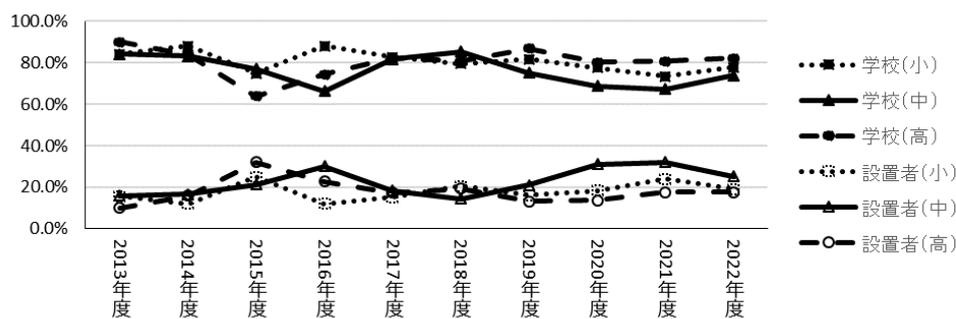


Figure 6 第三者委員会の設置割合（生命心身財産重大事態）

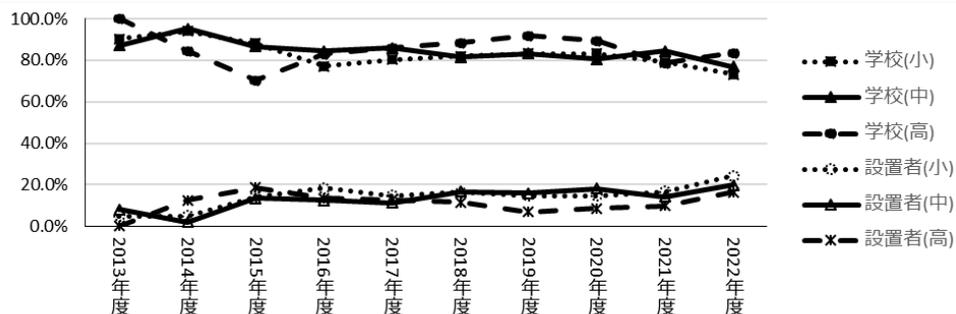


Figure 7 第三者委員会の設置割合（不登校重大事態）

なお、いじめ重大事態の発生件数と設置割合の相関係数を算出したところ⁷、生命心身財産重大事態については小学校で学校設置との間で有意な負の相関が ($r=-.64, p<.05$)、不登校重大事態については学校設置との間に有意な負の相関 ($r=-.68, p<.05$)、および学校の設置者の設置との間に有意な正の相関 ($r=.73, p<.05$) がそれぞれ得られた。一方、小学校の学校の設置者との間および中学校、高校については、有意な相関は得られなかった ($ps>.05$)。そのため大まかな傾向として、小学校の不登校重大事態については、件数の増加に伴い学校設置の割合が減少し学校の設置者が設置する割合が増加している可能性がある⁸。第三者委員会を学校と学校の設置者のいずれが設置するかは事案等によって異なるが、小学校については、中立性や公平性といった第三者性をより求められる事案が多いのかもしれない。

問行調査は、第三者委員会が第三者のみで構成される件数についても、2018（平成30）年度から公表している。そこで第三者のみで構成される第三者委員会の割合について、生命心身財産重大事態をまとめたものを Figure 8 に、そして不登校

重大事態をまとめたものを Figure 9 に示す。学校が設置する場合には第三者のみの割合は低いが、高校においては若干高い様子がうかがわれる。全体として、学校が設置する第三者委員会に関しては、国の基本方針（2017a）等が例示する中の学校いじめ対策組織が中心となっている場合が多い可能性が示唆される。

一方、学校の設置者が設置する場合には第三者のみで構成される割合がやや高く、特に生命心身財産重大事態でその傾向が強いようである。ただし年度によって傾向は異なり、生命心身財産重大事態は直近ではやや減少傾向にあるようである⁹。「生命」の重大事態は自死事案を中心に第三者のみで構成される第三者委員会が調査に当たる一方、昨年度増加した「身体」や「精神」といった重大事態では、設置主体は学校の設置者であるものの、その母体は学校いじめ対策組織である場合が多いのかもしれない。

調査済件数の割合の推移

いじめ重大事態の発生件数のうち第三者委員会による調査が終了した件数（内数）の割合について

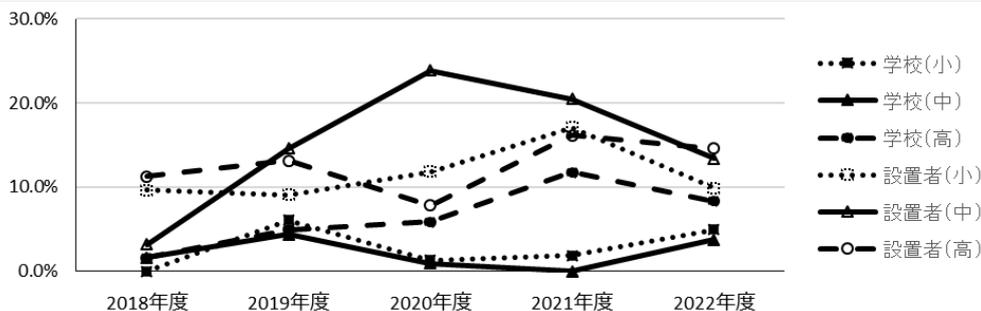


Figure 8 第三者のみによる第三者委員会の割合 (生命心身財産重大事態)

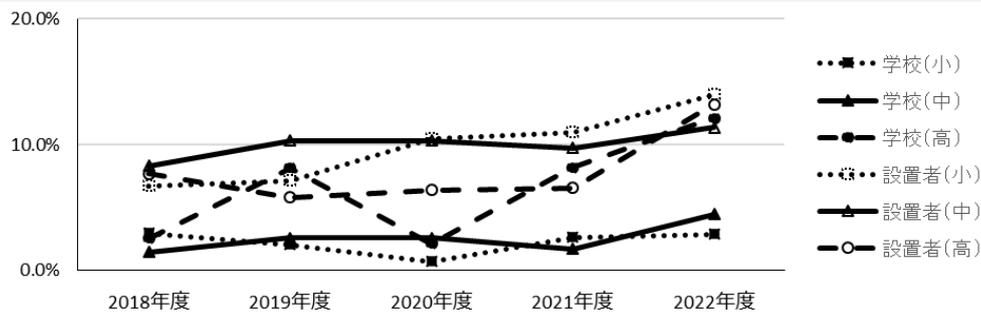


Figure 9 第三者のみによる第三者委員会の割合 (不登校重大事態)

て、生命心身財産重大事態をまとめたものを Figure 10 に、そして不登校重大事態をまとめたものを Figure 11 に、それぞれ示す。

小中学校についてはいずれのいじめ重大事態も、当初は 80%を超えていたのが、ここ数年は 60—

70%台となっている。高校については年度によってやや傾向が異なるが、直近は 60%台である。そのため全体として、年度内に調査が終わらない事案が増えている可能性がある。参考までに、筆者らが収集している調査結果のうち、直近 5 年分と

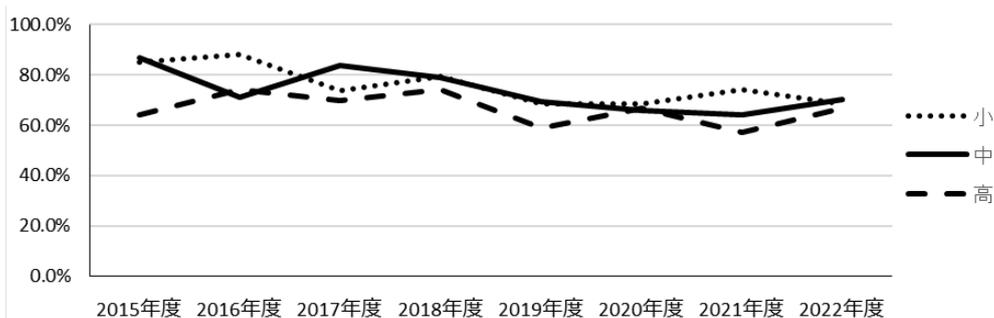


Figure 10 「調査済」の割合 (生命心身財産事案)

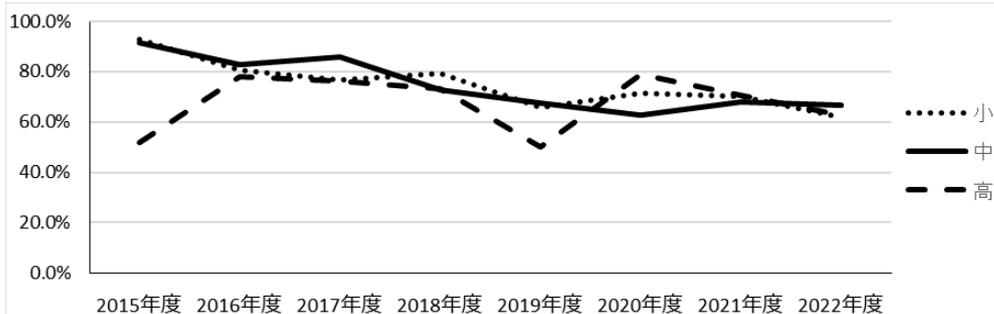


Figure 11 「調査済」の割合 (不登校重大事態)

なる 2018 年以降で調査期間が確認できるものを月単位で集計したところ、自死事案 ($N=20$) の調査期間の平均は 18.0 ヶ月 ($SD=8.5$)、不登校重大事案 ($N=19$) は 13.0 ヶ月 ($SD=6.4$) であり¹⁰、Welch の t 検定を行ったところ、自死事案の方が有意に長かった ($t(32.12)=2.06, p<.05, d=0.64$)。公表されている調査結果のうち筆者らが収集できたものに限れば、「生命」に含まれる自死事案と不登校重大事案のいずれも調査期間が 1 年以上かかり、自死事案では特に調査期間が長くなる傾向にあるようである。このように調査期間が長期化することに伴い、年度内に調査が終了する割合が低下してことも考えられる。

次に、いじめ重大事案の発生件数と調査済件数の割合の相関係数を算出したところ、生命心身財産重大事案についてはすべての学校段階において、また不登校重大事案については高校も非有意であった。ただし小中学校については相関係数の値が高かったことから、傾向の分析についてはさらなる年数の蓄積を踏まえた検証が必要かもしれない (小学校は $r=-.60$ 、中学校は $r=-.48$ であり、高校は生命心身財産重大事案との間で $r=-.24$ 、不登校重大事案との間で $r=-.03$ である)。一方、小中学

校の不登校重大事案については有意な負の相関が得られ (小学校は $r=-.89$ 、中学校は $r=-.73, ps<.05$)、小学校と中学校における不登校重大事案に関しては、発生件数の増加に伴い年度内に調査が終了しない割合が増えている可能性がある。これには、先述のように調査期間が長期化しているといった要因のほか、年度途中に不登校状態になりいじめ重大事案としての調査開始は年度の後半以降になることによる影響なども考えられる。

調査の結果いじめが確認されなかった件数の割合の推移

調査の結果いじめが確認されなかった割合について、生命心身財産重大事案をまとめたものを Figure 12 に、そして不登校重大事案をまとめたものを Figure 13 に、それぞれ示す。

いずれのいじめ重大事案についても年度による変動が大きく、明確な増減の傾向は見出しにくいようである。参考までに期間中の平均について算出すると、生命心身財産重大事案、不登校重大事案の順に、小学校は 5.8%と 5.2%、中学校は 7.3%と 7.6%、高校は 12.0%と 16.7%である。平均で比較すると高校での開きが大きいようであるが、直

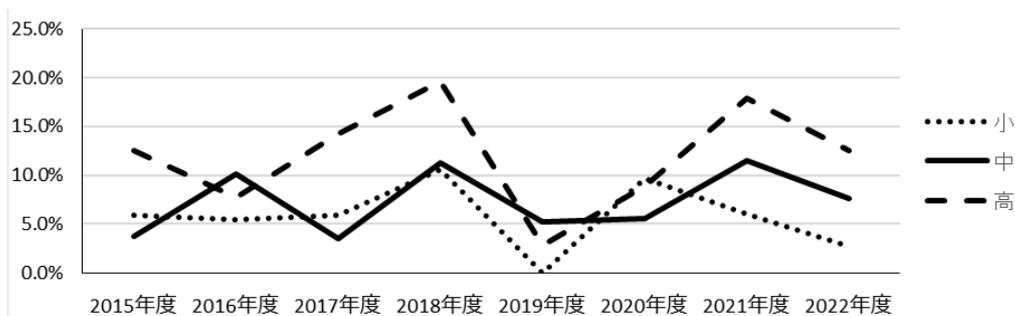


Figure 12 いじめが確認されなかった割合 (生命心身財産重大事案)

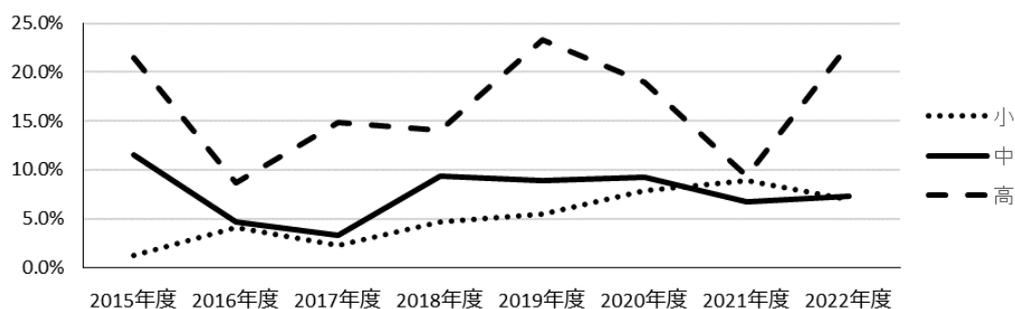


Figure 13 いじめが確認されなかった割合 (不登校重大事案)

近の2022年度分に限ると、生命心身財産重大事態と比べて不登校重大事態は、小学校で4.3%、高校は10.3%、それぞれ高くなっている。したがって直近の傾向としては、不登校重大事態でいじめが確認されなかった割合がやや高いようである。

この理由について、加害者側から調査協力が得られなかったこと以外にも、不登校に至る要因が多岐に渡りいじめの影響を推測しにくいこと、いじめ重大事態の調査開始と不登校となった時期との間が開くことで事実確認が難しくなることなどが考えられる。あるいは、不登校重大事態については、求められる対応が自死事案とは異なる（住友，2020）、もしくは被害者・加害者間の対立を生み問題が拡散しやすい傾向にある（玉野，2018）といった指摘もあることから、不登校としての配慮を優先したり、対立を避けるために加害者側の十分な聴き取りを行わなかったりした結果、いじめの確認に至らなかったケースがあるのかもしれない。今後、調査結果の分析などによるいじめが確認されなかった理由の検証が求められる。

次に、いじめ重大事態の発生件数といじめが確認されなかった件数の割合の相関係数を算出したところ、生命心身財産重大事態についてはいずれ

も非有意であった（小学校は $r=-.29$ 、中学校は $r=-.23$ 、高校は $r=-.17$ ）。不登校重大事態も同様にいずれも有意でなかったが、小学校の相関係数の値が高かったことから、少なくとも小学校の不登校重大事態に関しては、先に述べた調査結果の内容の検討とともに、より長い年数による傾向の分析が求められる（小学校は $r=.67$ 、中学校は $r=.07$ 、高校は $r=.13$ ）。

再調査件数の割合の推移

先述のように、公表されている再調査件数の中には当該年度中に調査結果が公表されたもの以外のものも含まれるために、参考程度にはなるものの、当該年度中に報告された再調査件数の割合について、生命心身財産重大事態をまとめたものを Figure 14 に、そして不登校重大事態をまとめたものを Figure 15 に、それぞれ示す。

いずれのいじめ重大事態についても年度による変動が大きく、明確な増減の傾向は見出しにくい。小中学校については、直近2年間の割合がそれ以前より概ね高いようである。2022（令和4）年度における再調査の割合は3.5—6.9%であり、少なくない割合が再調査に至っていると考えられ

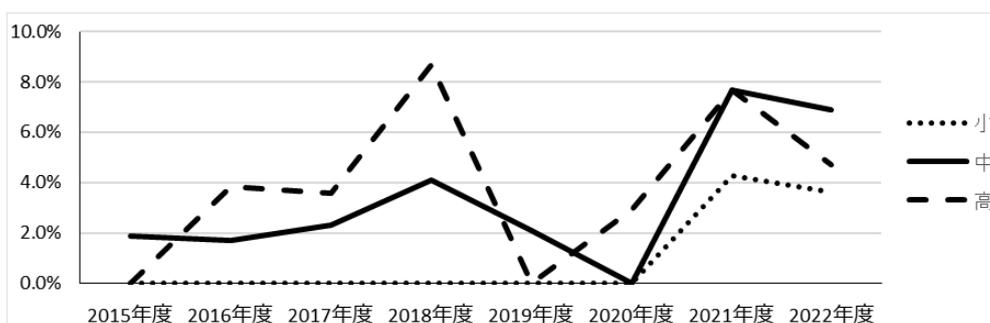


Figure 14 再調査の割合（生命心身財産重大事態）

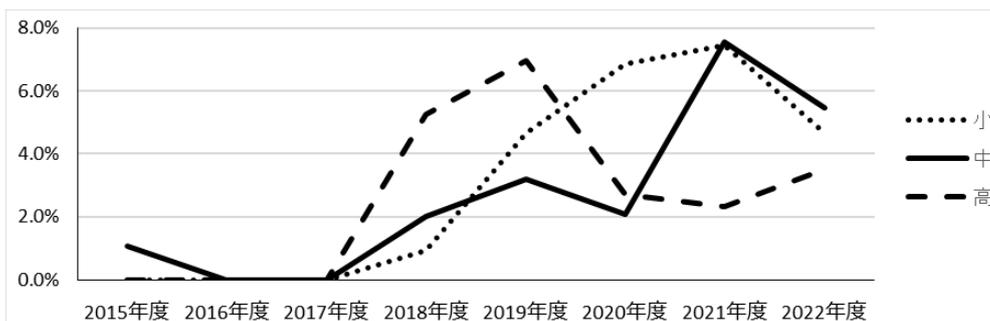


Figure 15 再調査の割合（不登校重大事態）

る。再調査の要否の判断について、国の調査ガイドラインには、十分な調査が尽くされていない場合や調査委員の人选の公平性や中立性に疑義がある場合を挙げられている。そのため、初回の調査でこれらの点が不十分であった場合に再調査に至っていることが考えられる。あるいは、国の調査ガイドラインは、被害者側は初回の調査結果が地方公共団体の長等に報告される際、調査結果に係る所見をまとめた文書を報告に添えることができる、としている。そのため、被害者側が調査結果に納得できない場合、提出された所見を元に再調査がなされる場合も想定される。加藤(2016)は、再調査を行うことが被害児童生徒の最善の利益に適うものといえるか、あるいは再調査を求める児童生徒及びその保護者の要望がある場合で、その要望が合理的なもの認められるか、といった、子どもの最善の利益の観点からの再調査の要否についても考察しており、この点についても今後の検討がまたれるところである。

次に、いじめ重大事態の発生件数と再調査件数の割合の相関係数を算出したところ、生命心身財産重大事態については、小学校で $r=.90$ と有意な相関が得られた ($p<.05$)。中学校と高校はいずれも非有意であり、加えて、不登校状態についてはいずれの学校段階も有意でなかった。そのため、いじめ重大事態の発生件数の増加に伴い再調査件数も増えているとはいえないものの、それぞれの相関係数の値の高さを考慮すると、より長い年数の経過を踏まえた分析が必要かもしれない(生命心身財産重大事態の中学校は $r=.60$ 、高校は $r=.45$ であり、不登校重大事態の小学校は $r=.65$ 、中学校は $r=.58$ 、高校は $r=.64$ である)。

参考までに、調査の結果いじめが確認されなかった件数の割合と再調査件数の割合の相関係数を算出したところ、生命心身財産重大事態については、高校で $r=.80$ と有意な相関が得られた ($p<.05$)。一方、小中学校の値は有意でなかった(小学校は $r=-.23$ 、中学校は $r=.57$, $ps>.05$)。不登校重大事態については、小学校で $r=.93$ と有意な相関が得られた ($p<.05$)。一方、中学校と高校の値は有意で

なかった(中学校は $r=.12$ 、高校は $r=.40$, $ps>.05$)。この結果から、調査の結果いじめが確認されなかった場合は特に、再調査が行われている可能性がある。

なお第三者委員会のあり方については現在のところ、最初の調査組織に関する議論が多く(春日井, 2020; 瀬戸, 2014 など)、再調査に当たる調査組織についての議論は極めて限られる。例えば、人選に際しての第三者性の確保について、最初の調査組織については課題として指摘されることが多いが(例として永田, 2020)、再調査に当たる調査組織は最初の第三者委員会と異なる人員で構成される必要があることから、最初の調査組織以上に人員の確保が困難となる可能性がある。再調査に当たる調査組織の人員の確保や選定のあり方について、さらなる検討が求められる。

まとめと今後の課題

本研究の整理により、いじめ重大事態の発生件数について生命心身財産重大事態は「精神」の重大事態が最多であり、「心身」と「精神」は増加傾向にあること、不登校重大事態は発生件数も多い上に直近は特に多く発生していること、そして都道府県の発生割合の差が大きいことが明らかとなった。また、いじめ重大事態を把握する以前のいじめの対応状況については、トラブルを把握していた割合およびトラブル等の情報がなかった割合とも低くないことが示された。そして第三者委員会の設置については、学校設置の割合が高いこと、学校の設置者が設置する場合には第三者のみで構成される割合が高くなること、年度内に調査済となった割合は 60—70%台と調査の長期化を示唆する結果であること、調査の結果いじめが確認されなかった件数は 1 割弱程度あること、再調査に至る件数は 5%前後程度と見積られることなども明らかとなった。心理職としては、こういった動向を踏まえ、いじめ重大事態の発生予防や早期発見に努め、第三者委員会において心理職としての専門性を発揮することが求められる。

なお、2022（令和4）年度の不登校児童生徒数、いじめの認知件数やいじめ重大事態の発生件数が過去最多となったことを受けて文部科学省は、都道府県教育委員会等に対し、「令和4年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果及びこれを踏まえた緊急対策について（通知）」を发出している（文部科学省，2023a）。その中でいじめに関する緊急対策については、アプリ等による「心の健康観察」の推進，1人1台端末を活用した相談窓口の集約・周知，より課題を抱える重点配置校へのSC等の配置充実，学校いじめ対策組織へのSC等外部の専門家を加えることや安心して学べる学校づくりの推進，学校いじめ防止基本方針の点検や見直し，校内研修の実施等について触れられている。心理職もこれらの動向を考慮しながら，いじめ重大事態の発生防止を含むいじめの未然防止や発見・対応に対する関わりを深めていく必要がある。

〈脚注〉

- 1 国の調査ガイドライン（文部科学省，2017b）には，より具体的な例が挙げられている。
- 2 国は2023（令和5）年3月10日付で，いじめ重大事態調査報告書等の分析を通じたいじめ重大事態調査の運用改善やいじめ防止対策の強化を行うため，都道府県教育委員会等が国へ報告することを求めている（文部科学省，2023b）。
- 3 厳密には，2015（平成27）年度分までの名称は「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査」であるが，ここでは簡便のため，現在の名称のみを示した。
- 4 発生件数と調査主体別件数から算出した。なお，第三者委員会の設置が翌年度となった場合や，1つの事案が1号事案と2号事案のそれぞれで計上されている場合があることなどから，合算した割合は100%とならない。調査済み件数およびいじめが確認されなかった件数の割合についても同様である。
- 5 公表されている数値は当該年度中に再調査が行われたものの件数であり，その中には，いじめ

重大事態が発生したのが過年度の場合もあることから，同一事案の再調査の割合とはならない。本研究ではいじめ重大事態件数が増加する中で再調査件数の動向を把握するという観点から，参考資料として算出した。

- 6 重大事態の総数は156件から450件に訂正されている（滝，2016）。
- 7 本研究では，統計ソフトとしてHAD ver.18.002（清水，2016）を用いた。
- 8 参考までに，小学校における学校の設置者の割合との相関係数は $r=.50$ ，中学，高校はそれぞれの学校設置，学校の設置者設置の順に，生命心身財産重大事態は $r=-.34$ ， $.33$ ， $.11$ ， $-.08$ ，不登校重大事態は $r=-.10$ ， $.14$ ， $.03$ ， $.24$ である。
- 9 参照可能であるのが5年分のデータと少なかったため，相関係数は算出しなかった。
- 10 第三者委員会の会合日程が記載されている場合と，第三者委員会への諮問と答申提出の日付のみが記載されている場合があったため，実際の調査期間とは若干異なる可能性がある。

付 記

本研究は，JSPS 科研費（23K02963）の助成を受けて行われた。

本研究に関して他に開示すべき利益相反事項はないが，筆者らはいずれも公認心理師および臨床心理士であり，心理の専門家あるいは学識経験者としていじめ重大事態における第三者委員会の委員や委員長を務めた経験がある。

本研究で参照した統計は以下の通りである。

- e-Stat「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」 <https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00400304&tstat=000001112655>
- e-Stat「【旧調査名】児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査」 <https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00400304&tstat=000001016708>

・e-Stat「学校基本調査」 <https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00400001&tstat=00001011528>

引用文献

- 本間 友巳 (2014). いじめの理解とスクールカウンセラーの役割 子どもと学校臨床, 11, 46-53.
- 伊藤 美奈子 (2017). いじめる・いじめられる経験の背景要因に関する基礎的研究 教育心理学研究, 65, 26-36.
- 春日井 敏之 (2020). 「いじめ問題再調査委員会」等からみた学校現場の生活指導実践課題——第三者委員会のあり方, 遺族に寄り添うことの意味を問いながら 生活指導研究, 37, 31-46.
- 春日井 敏之 (2021). いじめ問題のとらえ方と初期対応——再調査委員会からみた学校現場の課題 月刊学校教育相談, 35(7), 26-29.
- 加藤 慶子 (2016). いじめ防止対策推進法に基づくいじめによる重大事態の調査結果に対する再調査の要否の判断 スクール・コンプライアンス研究, 4, 66-74.
- 文部科学省 (2016). 不登校重大事態に係る調査の指針 Retrieved October 1, 2023, from https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2016/07/14/1368460_1.pdf
- 文部科学省 (2017a). いじめの防止等のための基本的な方針 (最終改定 平成 29 年 3 月 14 日) Retrieved October 1, 2023, from https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2018/01/04/1400142_001.pdf
- 文部科学省 (2017b). いじめの重大事態の調査に関するガイドライン Retrieved October 1, 2023, from https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2018/01/04/1400142_003.pdf
- 文部科学省 (2023a). 令和 4 年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果及びこれを踏まえた緊急対策について(通知) Retrieved October 1, 2023, from https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1422178_00004.htm
- 文部科学省 (2023b). いじめ重大事態に関する国への報告について(依頼) Retrieved October 1, 2023, from https://www.mext.go.jp/content/20230313-mxt_jifou02-000028183_001-1.pdf
- 永田 憲史 (2020). いじめの重大事態の調査組織設置に関する考察——公平性及び中立性並びに専門性を確保した調査組織を目指して 関西大学法学論集, 70, 691-749.
- 瀬戸 則夫 (2014). いじめと第三者機関 日本教育法学会年報, 43, 133-141.
- 清水 裕士 (2016). フリーの統計分析ソフト HAD——機能の紹介と統計学習・教育, 研究実践における利用方法の提案 メディア・情報・コミュニケーション研究, 1, 59-73.
- 住友 剛 (2020). 「子ども」を核とした学校コミュニティの再生のために——第三者委員会運営の「実務」を問い直す 生活指導研究, 37, 19-29.
- 滝 充 (2016). 矢巾中学校事件からの教訓——教職員間の「認識の共有」と「行動の一元化」 月刊生徒指導, 46(2), 18-21.
- 玉野 まりこ (2018). いじめ重大事態の不登校事案への対応と第三者委員会のあり方 季刊教育法, 197, 64-71.

(2024年1月31日 受理)